

第5次御浜町地域福祉（活動）計画策定業務企画提案コンペ実施要領

1 目的

この要領は、第5次御浜町地域福祉（活動）計画策定のため、策定に必要な業務を委託する者の決定に当たり、企画提案コンペ方式により決定するための必要な事項について定めるものである。

2 応募資格

第5次御浜町地域福祉（活動）計画策定業務企画提案コンペ（以下「コンペ」という。）に参加できる業者は次の条件をすべて満たす者で、地域福祉支援に関する知識を有し、かつ本業務の委託者としてふさわしい企画力、信用及び技術、実績、スタッフ体制を備えた者とする。

- ① 令和8年5月18日現在、当町の入札参加資格者名簿に登録されている者であること。
- ② 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の各号（同令第167条の11第1項において準用する場合を含む）に該当しないこと。
- ③ 国税及び地方税を滞納していない者であること。
- ④ 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく更生手続き又は再生手続きの開始の申し立てがなされていない者であること及びその開始決定されていない者であること。
- ⑤ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団及びその利益となる活動を行う者でないこと。
- ⑥ 当町から指名停止を受けている期間中でないこと。
- ⑦ 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）に抵触していないこと。

3 失格事項

応募者が次のいずれかに該当する場合は、失格とする。

- (1) 「2 応募資格」に定めた資格が備わっていないとき。
- (2) 複数の提案書等を提出したとき。
- (3) 提出書類に虚偽または不正があったとき。
- (4) 企画提案書等受付期限までに所定の書類が整わなかったとき。
- (5) その他、審査委員会が不適切と認めた場合。

4 スケジュール

項目	期日等
募集開始	令和8年4月24日（金）
質問書の提出期限	令和8年5月8日（金）正午
質問の回答	令和8年5月12日（火）
参加表明書・企画提案書類等の提出期限	令和8年5月18日（月）午後4:00
選定委員会	令和8年5月26日（火）

※上記のスケジュールは、状況により変更する場合がある。

5 質問及び回答

委託業務の内容に関して質疑のある場合は、以下のとおり質問書を提出して下さい。口頭による質問は受けません。

(1) 質問書の提出

- ①提出書類 「質問書」(様式1)
- ②提出期限 令和8年5月8日(金)正午まで
- ③提出先 御浜町健康福祉課福祉係 西 宛
- ④提出方法 ファックス 05979-3-0121

電子メールアドレス m-kenkou@town.mihama.mie.jp

(必ず到着確認のため担当へ電話確認を行ってください。TEL 05979-3-0515)

(2) 質問への回答 5月12日(火)に当町ホームページに掲載します。なお、質問者名は公表しないものとする。

6 参加表明書及び企画提案書等の提出

(1) 参加表明書の提出

応募事業者は以下のとおり参加表明書を提出して下さい。

- ① 提出書類 「参加表明書」(様式2)
「応募資格を有する旨の申出書」(様式3)
- ② 提出部数 各1部

(2) 企画提案書等の提出

①コンペ参加仕様書

参加する業者に対するコンペの仕様については、別紙1「第5次御浜町地域福祉(活動)計画策定業務仕様書」のとおりとする。

②企画提案書等の内容

前号の「第5次御浜町地域福祉(活動)計画策定業務仕様書」を参照し、別紙2「企画提案書必須事項」の項目内容を明記した提案書とする。

③提出部数 7部

(3) 提出期限 令和8年5月18日(月)午後4時00分まで

(4) 提出方法 持参又は郵送

*持参の場合の受付は土日祝日を除く役場執務時間中に限ります。

*郵送の場合は令和8年5月18日(月)午後4時00分必着です。

(5) 提出先 〒519-5292 三重県南牟婁郡御浜町大字阿田和6120番地1

御浜町健康福祉課福祉係

7 選定方法

選定に係る業務は、別途定めるコンペ選定委員会(町関係者及び社会福祉協議会関係者5名で構成)が行う。

8 審査（審査及びプレゼンテーションによる審査）

（1）プレゼンテーション

- ①説明時間は20分以内、質疑応答は10分以内とする。
- ②プレゼンテーションに必要な機器は、参加者が用意すること。ただし、電源及びプロジェクター、スクリーン、HDMI ケーブル等（接続に必要な機器）は町が用意する。
- ③参加者の出席者は3名以内とする。

9 評価方法

第5次御浜町地域福祉（活動）計画策定業務企画提案コンペ選定採点表で採点を行い、全委員の評価点の合計点により順位を決定する。

10 その他

- ① コンペの実施にかかる事務は健康福祉課福祉係が行う。
- ② 本業務に参加を希望する者は、参加表明書の提出をもって、本要領のほか本業務に係る関係書類の記載内容を承諾したものとみなす。
- ③ 企画提案書作成及び提出に係る費用は企画提案者の負担とする。
- ④ 提出書類の受理後の差し替え、追加、削除等は原則として認めない。また、提出された企画提案書は返却しないこととする。
- ⑤ 選定結果として、提案書等を提出した者の名称、審査結果概要等の情報公開を行う場合がある。また、町民等から情報公開の請求に応じて提案書等の情報開示を行う場合がある。
- ⑥ 参加申請受理後、やむを得ず参加を取りやめる場合については、参加辞退届（様式任意）を必ず提出すること。（提出方法は担当課と調整のこと。）
- ⑦ 参加申込者が1者のみの場合であっても、選定委員会において審査を行い、評価結果が一定の基準を満たしている場合に限り、優先交渉権者として選定するものとする。
- ⑧ 本業務の遂行上、密接に関連する他の業務の実施が必要になった場合には、選定された事業者と協議を行い、一体的に進めるものとする。

11 審査結果の通知

審査結果は、選定委員会終了後、提案書提出事業者に速やかに書面により通知します。

また、応募事業者から提出された提案書については、御浜町情報公開条例（平成12年御浜町条例第2号）の規定による請求に基づき、個人情報に係るものを除き第三者に開示することが出来るものとする。